

令和 7 年度	第 号	工 事 仕 様 書						
工 事 名	みえ森と緑の県民税 市町交付金事業危険木除去業務							
施 行 場 所	南伊勢町船越・栃木竈 地内							調査 令和 年 月 日 技師 係
工 種	危険木除去業務							防災安全課長 印 設計 令和 年 月 日
工 費	円也 { 工事価格 消費税額							円 円
工 期	令和8年3月30日限り	長		巾		設計	検算	
業 務 の 大 要				起 工 の 理 由				
危険木除去業務				1式				

## 工事費明細書

令和7年度

みえ森と緑の県民税市町交付金事業 危険木除去業務委託

南伊勢町船越・栎木竈 地内

事業費		円	うち消費税及び地方消費税額	円	
費	目	金	額	適	用
直 接 費 計		円			
諸 経 費	共通仮設費				
	現場管理費				
	一般管理費				
諸 経 費 計					
処分費					
防護管取付費					
消 費 税 額					
事 業 費					

## 明 細 表

### 直接費

事業種	名称・規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
危険木伐採	柵木竈(避難路)	1.00	式			単価表 No.1
危険木伐採	船 越(公共施設)	1.00	式			単価表 No.2
計						

\*上段( )内変更前、下段変更後

## 单価表 (栎木竈 避難路)



## 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

### 1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

### 2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があつた時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### 3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

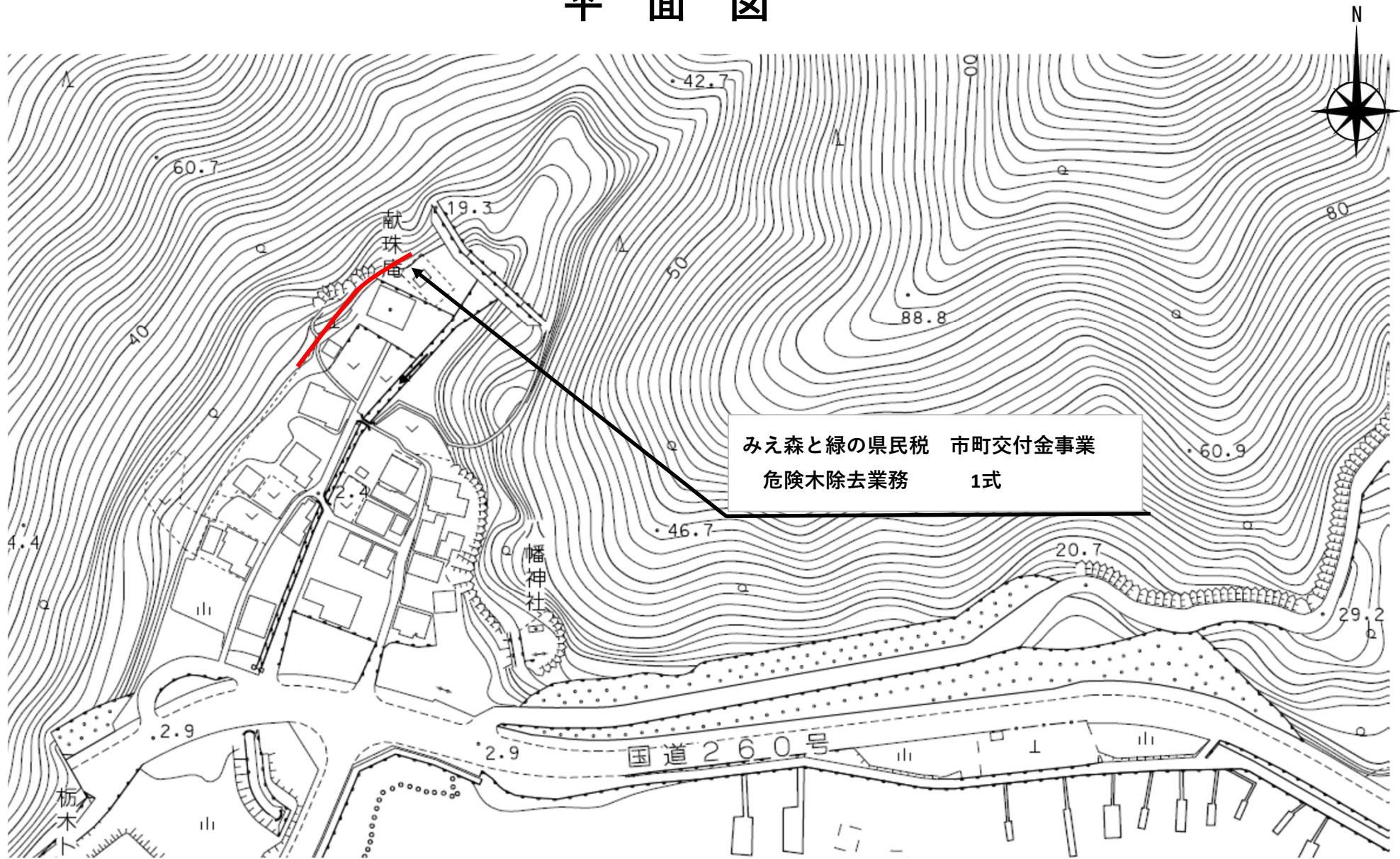
#### (1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。



## 平面圖



# 平面図

